

# 実務研究

日本税務会計学会  
宮森 俊樹 (著)



## 欠損金の繰戻しによる還付の実務

### はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため飲食店などの休業要請及び外出自粛などの措置に起因して多くの企業の収入が急減している。そこで、本稿では、これら現下の状況を踏まえ、赤字に陥っている企業で活用する機会が増えると思われる欠損金の繰戻しによる還付の概要とその実務上の留意点について考察する。

### I 欠損金の繰戻しによる還付

#### 1 適用要件

内国法人の青色申告書である確定申告書を提出する事業年度において生じた欠損金額がある場合には、その内国法人は、その申告書の提出と同時に、納税地の所轄税務署長に対し、欠損事業年度開始の前一年以内に開始したいずれかの事業年度の所得に対する法人税の額の一部又は全部に相当する法人税の還付を請求することができる(法法80①)。

#### 2 手続規定

欠損金の繰戻しによる還付請求を受ける場合は、次に掲げるすべての要件を満たす必要がある。

#### 3 還付請求書だけが期限後に提出された場合

法人が確定申告書を期限内に提出し、その申告書に記載された欠損金額に基づ

### II 中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用

#### 1 原則

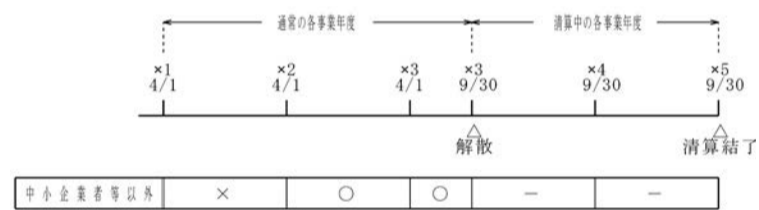
前述したIの規定は、中小企業者等以外の法人の平成4年4月1日から令和4年3月31日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金については、原則として、繰戻し還付制度は停止されている(措法66の12①)。

#### 2 解散等の場合の特例

内国法人について、①解散(適格合併による解散を除く)、②事業の全部の譲渡、③更生手続の開始、④事業の全部の相当期間の休止又は重要部分の譲渡で、これらの事実が生じたことにより欠損金の繰戻し還付制度の適用を受けることが困難となると認められるもの、⑤再生手続開始の決定の事実が生じた場合(その事実が連結事業年度において生じた場合を除く)において、その事実が生じた日以前1年以内に終了した事業年度において生じた青色

い法人税の還付請求書を期限後に提出した場合において、その期限後の提出が錯誤に基づくものである等、期限後の提出について税務署長が真にやむを得ない理由があると認めるときは、欠損金の繰戻しによる還付の規定を適用することができる(法基通17-2-3)。

【図表：欠損金の繰戻しによる還付制度(解散等の場合の特例)】



欠損金の繰戻しによる還付

制度がないので、欠損金の繰戻し還付制度の適用を受けることとなる。

#### 3 中小企業者等の範囲

前述したII-1に掲げる中小企業者等とは、①普通法人のうち、その事業年度終了の時に資本金の額が1億円以下であるもの(注)又は資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社等を除く)、②公益法人等又は協同組合

### III 欠損金の繰戻し還付の特例

#### 1 適用要件

資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人等(大規模法人(注を除く))

#### 2 適用除外会社の範囲

前述したIII-1の規定は、法人が各事業年度終了の時に生じた欠損金額については、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用ができる(臨時特例法7)。

この場合には、前述したII-1から③に掲げる要件のほか、⑤災害のあった日及びその災害の詳細を還付請求書に記載する必要がある(法規36の4六)。(注)「大規模法人」とは、(イ)各事業年度終了の時に資本金の額又は出資金の額が

### IV 災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付

#### 1 適用要件

災害により災害損失欠損金が生じた法人については、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度等において生じた災害損失欠損金額(事業年度等において生じた欠損金額のうち、災害により棚卸資産、固定資産又は繰延資産について生じた損失の額で一定のものに達するまでの金額とされる)がある場合には、その各事業年度に係る確定申告書の提出と同時に、その災害損失欠損金額に係る事業年度等の開始の日前1年(欠損事業年度に係る確定申告書が青色申告書である場合には、前2年)以内に開始した事業年度の法人税額のうちその災

害損失欠損金額に対応する部分の金額の還付を受けることができる(法法80⑤、法令154の3②③④)。

#### 2 災害損失欠損金の範囲

前述したIV-1に掲げる災害損失金の範囲とは、新型コロナウイルス感染症に関連して、①飲食業者等の食料(棚卸資産)の廃棄損、②感染者が確認されたことにより廃棄処分した器具備品等の除却損、③施設や備品などを消毒するために支出した費用、④感染発生防止のため、配備するマスク、消毒液及び空気清浄機等の購入費用、⑤イベント等の中止により廃棄せざるを得なくなった商品等の廃棄損その他の事由とされる。

### おわりに

欠損金の繰戻しによる還付を行う場合には、確定申告書への記載が必要となる。具体的には、法人税別表一(一)の「欠損金の繰戻しによる還付請求額」欄に外書きとして記載しなければならないが、実務上この別表一(一)の記載を忘れることが多いようなので留意が必要である。

#### 参考文献

- ・ 武田昌輔編著『DHCコンメンタル法人税』(第一法規)
- ・ 『国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税など』(中央経済社)
- ・ 『国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税など』(中央経済社)

税理士法人右山事務所編『法人税申告書の書き方と留意点―基本別表編―令和2年5月15日更新』

『27』欄に外書きとして記載しなければならないが、実務上この別表一(一)の記載を忘れることが多いようなので留意が必要である。